

議案第122号

久喜市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

久喜市地域公共交通会議条例(平成24年久喜市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「協議する」の次に「とともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要となる事項を協議する」を加える。

第2条中第3号を第7号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (4) 計画の作成及び変更に関すること。
- (5) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 計画に定められた事業の実施に関すること。

第2条中第2号を第3号とし、第1号を2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 地域公共交通の施策に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(久喜市公共交通検討委員会条例の廃止)
- 2 久喜市公共交通検討委員会条例(平成22年久喜市条例第238号)は、廃止する。

令和5年2月13日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地域公共交通会議の設置及び所掌事項について所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。